

【口述試験準備表】

※ ランクは、出題の可能性をA～Cの3段階で分類したものです。(自由にお使いください。)

Q：想定質問	A：回 答 案	ランク
受験番号、試験区分、氏名を述べてください		A
受験動機について、述べてください		A
お勤め先およびお仕事について説明してください		A
あなたの役職および職務について説明してください		A
安全に関する経験や経歴について述べてください		A
安全に関して何か資格を保有していますか		B
あなたが安全に関して経験した内容について説明してください		A
あなたの仕事や周りの仕事での危険要素はありますか		A
周りの危険要素は、どのようにして排除したらよいと考えますか		
過去に災害に遭遇したことはありますか		A
その災害に対する対策はどのようにされましたか		A
安全に関して改善した事例がありますか、あれば説明してください		A
では、逆に失敗した事例はありますか、それは何故ですか		
失敗に対する対策は、どうされましたか		
近年、死亡災害が減少傾向にありますか その理由は何ですか		A
近年、死傷災害が増加傾向にありますか その理由は何だと考えますか		
特に平成30年は、増加となりましたが その対策はどうすべきですか		

労働基準法と労働安全衛生法の違いを知っていますか	労働基準法は、労働条件の確保が目的であり、そのうち安全と衛生に係わる部分が、昭和 47 年に分離独立して労働安全衛生法が出来上がりました。それで、労働基準法第 4 2 条では、「労働者の安全及び健康に関しては、労働安全衛生法の定めるところによる。」と規定されています。また、具体的には、法を順守すべき者が「使用者（課長でもよい）」と「事業者」という違いがあります。	C
では、2つの法律は安全に関して同じですか。違いますか	労働安全衛生法は、最低のことを順守するに止まらず、労働災害の防止に関する総合的、計画的な対策の推進により、労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を目指すことが目的であり、より高度な点を要求しています。	C
最近改正された安全関係法令で印象に残ったものを挙げてください	少し古くなりますが、足場関連で手すり高さが高くなったことです。	A
それは、かなり古いですね 足場についてもっと新しいものはありませんか	作業床の足場において、床材と枠材とのすき間を 12 cm 未満とすることです。	
さらにもっと新しいものはありませんか	安全帯の名称が墜落制止用器具に変わり フルハーネス型が導入されたことです。特に 6.75 m 超過の高所作業において必要です。	
それは、住宅建築の足場場でも高さが 6.75 m 超過は必要ということですね	いえ、40 cm 以上の足場があれば不要です。電柱上とか、鉄塔上で必要となります。	
墜落制止用器具に関して、他の改正事項はありますか		
では、フルハーネス型墜落制止用器具に関して、他に改正された点はありますか		
では、6.75 m 超過の足場上で、臨時に手すりを外して作業を行う場合には、特別教育が必要となりますね		
特別教育が必要な場合と不要な場合の違いを説明してください。		
安全とは何だと考えますか		
リスクアセスメントの必要性を述べてください		
リスクアセスメントの手順を述べてください		
安全第一とは、どういう意味ですか (語源を知っていますか)		A

あなたが経験した、もしくは身近で遭遇した労働災害について述べてください		A
では、世の中で特に印象の残った労働災害について述べてください		A